

塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所における再生可能エネルギー設備の導入及び省エネルギー性能の高い設備への更新を促進することにより、中小企業者のエネルギーコストの削減及び収益構造の改善並びに温室効果ガスの排出の削減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、塩尻市補助金等交付規則（昭和44年塩尻市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市税等の滞納がない者

(補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）、補助要件、補助対象経費、補助率等及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象設備	補助要件	補助対象経費	補助率等	補助限度額
太陽光発電設備	市内の事業所の既存建物（第4条の規定による申請の日の1年前の日以前に建築が完了したものに限る。以下同じ。）の屋根等に設置する太陽光発電設備（太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。以下同じ。）とし、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 太陽光発電設備を有しない事業所に、新たに設置するものである	(1) 補助対象設備の設置に要する経費 (2) その他補助対象設備の設置に要する経費として市長が必要と認める経費	1キロワット当たり4万円に、太陽光発電設備を構成する太陽電池の定格出力を乗じて得た額	50万円

	こと。 (2) 新たに購入した未使用のものであること。			
高効率空調設備	市内の事業所の既存建物において従来の空調機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られる設備に更新するもの		2分の1以内	30万円
高効率照明機器	市内の事業所の既存建物において調光制御機能を有するLED照明に更新するもの		2分の1以内	30万円
高効率給湯器	市内の事業所の既存建物において従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO2効果が得られる設備に更新するもの		2分の1以内	30万円

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けている場合は、補助金の交付の対象としない。

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

4 補助金の交付は、同一の補助対象設備につき、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が分かる見積書等
- (2) 登記簿の謄本の写しその他申請者の事業内容を証する書類
- (3) 補助対象設備のカatalog等
- (4) 補助対象設備を設置する場所を示した図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、規則第6条の補助金等交付決定書により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象設備の設置が完了したときは、塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金実績報告書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書及び補助対象設備の設置に係る契約書等の写し
- (2) 補助対象設備の設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象設備の設置が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第7条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査した上で交付する補助金の額を確定し、規則第14条の補助金等確定通知により補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 所在地
名 称
代表者職名・氏名

塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金交付要綱
第 4 条の規定に基づき、添付書類を添えて次のとおり、補助金の交付を申請
します。

補助対象設備	太陽光発電設備 ・ 高効率空調設備 高効率照明機器 ・ 高効率給湯器
メーカー名	
仕様名称	
型番	
定格出力	k W
補助金交付申請額	円
補助対象経費	円
添付書類	1 補助対象経費の内訳が分かる見積書等 2 登記簿の謄本の写しその他申請者の事業内容を証する書類 3 補助対象設備のカatalog等 4 補助対象設備を設置する場所を示した図面 5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）塩尻市長

申請者 所在地
名 称
代表者職名・氏名

年 月 日付け塩尻市指令 第 号で交付決定のありました塩尻市中小企業者再生可能エネルギー設備等設置促進事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

補助対象設備	太陽光発電設備 ・ 高効率空調設備 高効率照明機器 ・ 高効率給湯器
補助対象設備の 設置に要した経 費の総額	円
確定を受けたい 補助金の額	円
添付書類	1 補助対象経費に係る領収書及び補助対象設備の設置 に係る契約書等の写し 2 補助対象設備の設置状況が分かる写真 3 その他市長が必要と認める書類

※ 以下は記入しないでください。

上記の報告事項について審査しましたから意見を付けて報告します。

年 月 日

審査担当者職氏名

審査結果の意見